第 2867 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2005年)平成17年 9月15日 木曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 交通反則金と徴収金

Q：先日、当社の社員が業務中に路上駐車をして取締りを受けました。それで、交通反則金とレッカー代、駐車料金などを会社で負担しましたが、この費用はどのように取扱えばいいのですか？

A：交通反則金は損金の額に算入されませんが、レッカー代や駐車料金などの徴収金は給与以外の損金とすることができます。

【解説】

法人税では、会社が納付する罰金や科料並びに過料は、損金の額に算入されないこととなっています。

そして、会社が会社の役員や使用人に対して課された罰金もしくは科料、過料又は交通反則金を負担した場合において、その罰金等が会社の業務の遂行に関連してされた行為等に対して課されたものであるときは、会社の損金の額に算入されず、業務遂行中以外のものであるときは、その役員又は使用人に対する給与(賞与)になるとされています。

また、交通違反に伴って納付するレッカー代や駐車料金などの徴収金は、実費相当額を車の運転者又は所有者に負担させるものですから、罰金等には該当せず、次のように取扱うこととされています。

- 会社の業務遂行中である場合
  給与以外の損金の額に算入されます。
- 会社の業務遂行中以外である場合
  給与(賞与)となります。